

### 藤岡屋日記の中の琉球

TABATA, Hiroko / 田畑, 博子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

24

(開始ページ / Start Page)

241

(終了ページ / End Page)

286

(発行年 / Year)

1998-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002746>

## 藤岡屋日記の中の琉球

田畑博子

はじめに

外神田御成道にて書肆を営んでいた「藤岡屋」須藤由蔵は、文化元（一八〇四）年より慶応四（一八六八）年までの六十五年間、日記を書き続けた。「藤岡屋日記」<sup>(1)</sup>である。彼は上州藤岡の出身であった。また彼は、その風貌や様子から「お記録本屋」、「お成道のダルマ」、「本由」とも呼ばれていた。それは終日素麺箱を机として、「日記」を書き続けていたからに他ならない。その六十五年間の日記は単なる日記の範疇を越えた、記録を商売とした人の日記であった。その記録の中から、「琉球」に関する記述を取り挙げて、当時の人々の「琉球」に対する意識を見てみたい。

江戸時代、一般庶民の見ることのできる外国は、朝鮮通信使行列を通しての朝鮮と、琉球使節の江戸上り行列の琉球であった。『藤岡屋日記』の中の朝鮮通信使については、拙論をお読みいただければ幸いである。<sup>2)</sup> 琉球使節の江戸上りについては、様々な史料に残されている。『通航一覽』『通航一覽続』『御触書集成』『徳川実記』『続徳川実記』『柳宮日記』『御徒方万年記』『薩摩旧記雑録』『家譜』『行列記』などで、それぞれの立場で多様に書かれている。<sup>3)</sup> しかし『藤岡屋日記』については研究が進んでいない。

琉球使節の江戸上りは、琉球の中山王が自らの襄封を徳川将軍に感謝する謝恩使と、徳川将軍の代替わりを祝う慶賀使とがあった。これらは島津氏の強い主導権下に行われ、中国に朝貢する琉球からの使節として、衣服、風俗とも中国風にさせられた。またそれは、薩摩藩、さらに徳川家の国際的權威を高めるために確立されたものでもあった。これら江戸上りは、寛永十一（一六三四）年の謝恩使から始まり、嘉永三（一八五〇）年の謝恩使まで合計十八回とされている。

#### 第十五回文化三年の江戸上り

まず最初に出てくるのが、文化三（一八〇六）年に行われた第十五回目の江戸上りである。聘礼の日は十一月二十三日であるが、ここでは寅十一日とだけ記されている。（以下引用は全て原文のまま）  
○寅十一日

#### 琉球人来貢

正使 読谷山王子	副使 小禄親方
賛儀官 久志親雲上	楽正 譜久村親雲上
儀衛正 石波蔵親雲上	賞使 外間親雲上
正使使賛 諸見親雲上	野崎親雲上
名護親雲上	後慶須親雲上
副使使賛 板良敷親雲上	浜元親雲上
楽師 当間親雲上	多嘉山親雲上
東風本親雲上 商元親雲上	奥本親雲上
楽童子 佐久間里之子	中元里之子
坡名城里之子 本部里之子	伊江里之子

以上廿四人、登城之節御玄閑<sup>1)</sup>上り候分也。

この中の儀衛正石波蔵親雲上はおそらく古波蔵の間違いであろう。そして、この際の働きによって鄭嘉訓古波蔵親雲上は、この年の十二月十六日に島津斉宣より写字の労を特賞された。そしてその褒美として博多帯三条を賜っている。この嘉訓はその子供である元偉とともに、琉球の一大能書家鄭廻の流れをくむ書家であった。また詩歌にもその才は長じていたようで、斉宣の命によって次のような

詩篇を作っている。

芝宮望富士山

楼上攀躋瑞氣開 樓簷燕雀日徘徊

時憑画檻遙窮目 富士摩空素雪堆

その後鄭嘉訓は文化七（一八一〇）年に上国し、斉興の命により漢字を写して上覧に備えた。これが機縁となつて、文化十三（一八一六）年に斉興の師となり、薩摩藩士のために多くの写字を行った。

またこの時、楽師として参府した当間親雲上梁光地も書家であつた。江戸に到着した翌日の十一月十四日、斉興から写字を需められ、烟包二十個、烟袋五枝、酒盃三個を賜り、二十四日には斉宣から写字及び作詞を需められ、烟包六十個、錦絵五十張、島織丹後一反を賜つた。そして十二月十七日に、將軍家齊夫人の写字の需めに応じ、楊柳袋七個を拝領している。また楽童子として参府した伊江里之子（伊江按司朝平）は、この時十四歳であつたが、十一月二十三日に薩摩邸において席書の御用を需められ、謹書してこれに応じた。<sup>(4)</sup>

次に出てくるのが天保二（一八三一）の記事である。

第十六回天保三年の江戸上り

○天保二卯年七月二日

松平豊後守

来年琉球人召連参府之処、彼地凶年ニ付、領分損毛多ニ付、格別之思召を以、金壹万両拝借被仰付候。

右於御白書院椽類、老中申渡之。

これは翌年の尚育襲封の謝恩使が江戸上りにかかる費用に關しての記事である。凶年という事で壹万両を拝借している。凶年という事であるが、この年は江戸への献上品を、海難事故により失うという事も起こっている。十一月に大坂にて大風がおこり、破損船舶・溺死者多数という。

○天保三年壬辰年十一月

琉球人入貢

中山王恩議、正使豊見城・副使沢喜親方・参議官普天間雲上、其外大勢来ル。

十一月十六日、大雪降、江戸着也。

十一月四日、曇り、登城有之。

同七日、雪降、二度目登城、御暇ニ付御能有之。

同九日、晴天、上野御靈屋参詣。

同十一日、晴天、増上寺右同断。

同十六日、御老中廻り。

同十九日、御三家廻り。

十二月九日、江戸出立ニ大雪降也。

江戸着之節、品川ニ而雪いと白ふ積りたるを見て、

豊見城王子

武蔵野の原と間にしいにしへは

いさしら雪の軒つゞきなる<sup>(6)</sup>

登城之日

同

広原<sup>ハツツミ</sup>海の底より出て日本の

光をあふぐ龍のみや人<sup>(7)</sup>

十一月十六日、江戸着之日大雪ニて、

一品川御休ニ而薩摩大守侯硯人と被仰ければ、御側なる横井伝兵衛差上候処、御筆を取給ひ、

珍らしき異国の客ニミつの雪

と被遊ければ、琉球人しぼく<sup>(8)</sup>物あんじる景色ニて、フラフラくと云ければ、附添の琉人紙を出しければ、ふところより物入出し、せき筆の如き三角なる物ニて、

花のお江戸の色ゑなりけり

右品川の御本陣近親の人、手伝旁見物ニ参り承り相咄候よし。

一 此度の琉人皆色黒くして男色<sup>(マヤ)</sup>ハなく、何人にや口すさミけるよし。

初雪ニもまれて色の黒ひ客

琉球表どこかつよそふ

天保三年の江戸上りについては、文化三年の江戸上りの記事と比べて見ると、より公式の記録以外の情報が含まれている。この天保三年の江戸上りは、当初文政十三（一八三二）年に計画されていたが、様々な理由で延期されたものであった。しかし仕切り直したにもかかわらず、さらに正使豊見城王子朝春が薩摩にて病死し、讚儀官普天間親雲上朝典が豊見城王子の名で代わりを務めるといふ事が起こった<sup>(8)</sup>。そしてさらに儀衛正儀間親雲上蔡修も京都伏見にて死去。後任には正使使齋譜久山親雲上があたった。また楽師の富山親雲上梁文弼も、尾張稲葉にて死去という暗澹たる江戸上りであった。この年は江戸の人々にとっても珍しく寒い年であったようである。この年十一月には江戸町会所が風邪流行につき窮民三十万六千人余に施米をおこなっている<sup>(9)</sup>。まして亜熱帯の国から来た人々はなおさらであつたらう。

これまでの使節は、特に楽童子は美しい者達を選びすぐっていたが、この時は身体頑健の者を選びすぐったのか、皆肌の色も黒く初雪と対照的に見えたのである<sup>(10)</sup>。琉球人を、畳表にたとえるのは後でも出てくる。当時、庶民にとって一番身近な琉球は琉球表であった。備後表に比べ、多少色は濃いが耐久性に優れていたため、面と表を掛けてここで歌われたのである。大蔵永常の「農家益（三篇）琉

球蘭作織法<sup>(11)</sup>に「夫、琉球表は賤家の雑用にして、強く保つ事久しく是を備後表に競れバ三倍の年月を経てたもち破れず」とある。この書は天保十五（一八四四）年に「広益國産考」八冊のうちの三之巻として刊行されているが、稿本の成立は文化七（一八一〇）年以前とされている。<sup>(12)</sup>この時期にすでに琉球蘭の畳表が使われていたことがわかる。

## 第十七回天保十三年の江戸上り

天保十三（一八四二）年の江戸上りの記事になると公式以外の記事がより顕著になってくる。

○ 寅十一月十九日

琉球人登城、薩摩父子装束にて登城行列、左之通。

薩州先乗、騎馬

略<sup>(13)</sup>

路次衆<sup>(14)</sup>は張旗右銅羅左両班銅角<sup>(15)</sup>喇叭<sup>(16)</sup>哨呐<sup>(17)</sup>鼓<sup>(18)</sup>鼓足鼓吹隊なり。其次ハ左右虎旗也、其次ハ左右牌也。衆師并次衆人。

薩摩宰相斉興行列

松平修理大夫斉彬行列

但し琉球人先へ行也。

琉球人薩摩屋敷逗留中、門前之髮結床<sup>(19)</sup>行、我等琉球人成、何卒琉球風ニ髪を結呉候様ニ頼ミければ、髪ゆい承知にて、あたまをすりこかし元服致させれば、唐人大きニ腹を立、是でハ琉球ではない日本だといへば、髪ゆい平氣にて、お前ハ琉球だと言からやろうニするのはあたりまへだ、琉球むつとせしが、ぜひなくのそくとかへると、髪結、もしく髪結錢を払て行なせへ、琉球人、へらばうめ、琉球を野郎ニしたからおれハ床をふむのだ。

○ 十一月廿九日

琉球人御三家廻り、薩州留守居、布衣ニ而騎馬二人、家老乗物二人、琉球人跡押、家老一人乗物。

杜若

浦添王子

むらさきの色おりそへて衣手の

森にかゝれる藤なみの花<sup>(20)</sup>

松

同

年をへし子の日の松を今は又

君が八千代のためしニぞひく

○ 十二月朔日

琉球賀慶使召連候二付、出格之詔を以、被叙正四位上。

○十二月十九日

右大将様、龜有筋御成。

琉球人、今日江戸出立也。

この中、琉球人が野郎頭にされた話があるが、どうも当時は使者達の美男子<sup>(16)</sup>ぶりから男色のイメー  
ジが強かったようである。「お前ハ琉球だと言からやろうニするのはあたりまへだ」と言い、野郎頭と  
陰間を意味する野郎を掛けて洒落ている。それに続いて、「金を払え」と言う髪結いに対して、「琉球  
を野郎にしたからおれハ床をふむのだ」と言わせ、寝床と床屋、家の床と掛け、踏むと踏み倒すを掛  
けている。また唐人という表現があるが、中国人だけをさすのではなく、朝鮮人、琉球人など当時異  
国人と考えられていた人々をさしていた。

幕府は寛永六（一六二九）年に、風紀上の理由から女歌舞伎を禁止した。そしてその女歌舞伎の替  
わりとして、前髪をつけたままの少年によって若衆歌舞伎が演じられた。しかし、慶安五（一六五二）  
年六月、江戸と上方で若衆歌舞伎の役者の前髪を剃りとらせ、大名・旗本の男色を禁止した。そして  
同年七月には若衆歌舞伎をも禁制。しかし承応二（一六五三）年に若衆の前髪を剃り野郎頭にするこ  
とを条件として、野郎歌舞伎が認められた。そこでこの話が出てくるのである。<sup>(17)</sup>

#### 第十八回嘉永三年の江戸上り

次に琉球についての記事が出て来るのが、嘉永三（一八五〇）年の江戸上りについてである。

○十一月十六日

米二千俵

松平大隅守

右琉球人召連参府二付、被遣之。

○十一月十九日

一 琉球人御礼二付、御譜代大名・高家衆・御奏者番・菊之間椽頼詰、右嫡子共、布衣以上御役人、  
法印・法眼医師登城。

一 今已上刻、大広間<sup>ニ</sup>出御。

松平大隅守

松平修理太夫

右御目見。

中山王使者

玉川王子

右出座、於御下段、奉九拜、重而於板椽、自分之礼奉三拜、畢而、

松平大隅守家来

右於板椽、御目見相濟而、御間之襖開之、御次伺公之面、一同御目見。

一 御表出御二付、為伺御機嫌、御三家方と使者差出之、於躑躅之間、謁備前守。

松平若狭守

松平式部大輔

松平民部大輔

琉球人御礼之節、着座被仰付之。

右於御黒書院溜、老中列座、同人申渡之。

中山王献上物

- 一 御太刀 一腰
- 一 御馬代 銀五十枚
- 一 中具卓 一脚
- 一 石人形 二躰
- 一 籠飯 一对
- 一 縞芭蕉布 五十反

- 一 練芭蕉布 五十反
- 一 薄芭蕉布 五十反
- 一 大平布 百疋
- 一 糸島綿 百把
- 一 泡盛酒 五壺
- 玉川王子献上物
- 一 大官香 十把
- 一 寿帯香 五箱
- 一 縞芭蕉布 十五反
- 一 練芭蕉布 十反
- 一 泡盛酒 二壺
- 以上

○ 同廿二日

一 琉球人音楽被聞召、且御暇被下候二付、溜詰同格・御譜代大名・高家・詰衆・御奏者番・菊之間椽類詰・右嫡子共・布衣以上之御役人・法印・法眼之医師登城。

一 今已上刻、大広間<sub>ニ</sub>公方様・右大将出御、音楽被聞召。



一 音楽相濟而、松平大隅守・同修理太夫御目見、相濟而入御。

銀五百枚

中山王

綿五百把

銀二百枚

玉川王子

時服十

銀三百枚

從者惣中<sup>五</sup>

時服三ツ、

音楽相勤候衆人<sup>五</sup>

右被下旨、於大広間・二之間、老中列座、備前守申渡之。

帝鑑之間

松平大隅守

殿上間御下段

同修理太夫

柳之間

玉川王子

蘇鉄之間

從者

右於席々、御菓子・吸物・御酒被下之。

松平大隅守家來

一 御玄闕前腰掛・大手下馬腰懸ニ而、下官<sup>五</sup>強飯被下之。

一 御表出御ニ付、為伺御機嫌、御三家方使者差出、於躑躅之間、謁備前守。

これらが、嘉永三(一八五〇)年に行われた謝恩使の記事である。この第十八回目の江戸上りをもつて江戸までの江戸上りは終了する。以後江戸上りは何度か計画されたが、様々な理由により実施に至らなかった。この記事以降、琉球人御用を勤めた労をねぎらつて、松平伊賀守が、十一月廿四日に、御前に於て時服を拝領。また、十二月十日には琉球人参府御用を相勤めた功績により、大目付の深谷遠江守、堀伊豆守、小普請奉行の戸田左近、遠山半左衛門に時服三ツ、御目付三宅市右衛門は同じく時服を二ツ拝領している。この記事以降、『藤岡屋日記』の中には次に紹介する「第二十九 珍話」の膨大な琉球に関する資料以外は記載されていない。

### 珍話

この珍話は、編年に書かれた日記を離れて、珍らしい話を集めたものである。天保から嘉永にかけて、日本全体が揺れた時期であったので、様々な興味深い話が多かったのであろう。藤岡屋日記の全体の構成を見てみると次のようになる。

第一〜二十三	日記	文化・文政・天保・弘化・嘉永
第二十四、二十五	珍説集	嘉永
第二十六、二十七	日記	嘉永
第二十八、二十九	珍話	嘉永

第三十、三十一	日記	嘉永
第三十二	欠本	
第三十三、三十四	珍話	嘉永
第三十五、三十六	日記	嘉永
第三十七、三十八	珍説集	嘉永
第三十九、四十二	日記	嘉永
第四十三	海防全書上	嘉永
第四十四	海防全書下	嘉永
第四十五	諸家上書全	嘉永
第四十六	海防全書上	安政・嘉永
第四十七	海防全書下	安政・嘉永
第四十八	諸国地震之記	安政・嘉永
第四十九、百五十二	日記	安政・万延・文久・元治・慶応 安政

江戸大地震上・下

この珍話の内容はまさしく珍なる話で、人面蜘蛛の凶などの怪談物、流れついたオランダ船から習った加比丹の略字、新吉原のおいらんが三ツ子を産んだ話、越後にて人魚が現れた話などである。その

中に次の記事が載っている。

○ 嘉永三戌年

琉球人参府二付、

御考中

松平伊賀守

大目付

深谷遠江守

堀 伊豆守

略 (18)

右之通、当日廿五日鹿兒島<sup>上</sup>到着、同八月廿三日彼地出立ニ而、十月晦日ニ御当地<sup>上</sup>着之由。  
一 琉球中山王繼目之御礼使者、別紙之通、鹿兒島<sup>上</sup>来着仕候段申越候、此段申上候、以上。

松平大隅守内

八月三日

島津 石見

○ 嘉永三庚戌年六月廿五日

琉球人、薩州鹿兒島到着御届書翰之事。

一筆致啓上候、公方様・右大將様、益御機嫌能被成御座、恐悦奉存候、然者、從琉球中山王自分

繼目之為御礼、使者差上候儀候処、先規之通被仰付、雖有仕合奉存候、御礼申上度旨私迄申越候、右使者仕候者迄、今廿五日鹿兒島來着仕候ニ付、旅用意調次第、召連可致発足候、此段為可申上、呈使礼候、恐惶謹言。

以下氏名略一(筆者)

右人数九十七人 六月廿五日薩州鹿兒島へ着仕候。

○ 琉球聘使略

鼓川漫筆ニ曰、慶長十四己酉年、薩州の太守島津家久蒙台命、軍を興し、其無礼の罪を討、其老臣樺山権左衛門久高・平田太郎左衛門益宗ニ三千の兵を与へ手勢共に三千五百人、三月鱸網を解、大洋を押渡り直ニ琉球連天の湊ニ着、一挙にして攻上る、国人防禦の術を尽すと雖、其銳鋒に当り難く、殊ニ鉄炮に驚き恐れ、終に軍敗れて国王尚寧、軍門に降る、爰ニ於て琉球三山諸島を平定し、六月尚寧王を携へ凱陣す、此時琉球国永く家久に賜る印章を下し授ケ給ふ、翌十庚戌年八月、家久、尚寧を牽て駿河・江戸に來り方物を献じ、怠貢の罪を請ふ、是東迂以後琉球來聘の始にして、以後使を献じ慶を賀し、恩を謝すこと連綿として絶ず、朝貢再び旧ニ復すといふべし、寛永十一年七月、尚豐王、賀慶正使佐敷王子・恩謝正使金武王子をして方物を献ズ、于時上洛し故ニ、京都二条ニて拜礼す、江戸に來らず、寛永廿一年六月、尚賢王、賀慶正使金武王子・恩謝正使國頭王子をして方物を献ズ、慶安二年九月、尚質王、恩謝正使具志川王子をして方物を献ズ、又日光山を拜礼す、承

応二年九月、尚質王、賀慶正使國頭王子をして方物を献ズ、寛文十一年七月、尚貞王、恩謝正使金武王子をして方物を献ズ、又日光山を拜礼す、天和二年、尚貞王、賀慶正使名護王子をして方物を献ズ、宝永七年、尚益王・賀慶正使美里王子・恩謝正使豊見城王子をして方物を献、正徳四年十二月、尚敬王、賀慶正使与那城王子・恩謝正使金武王子をして方物を献ズ、享保三年十一月、尚敬王、賀慶正使越來王子をして方物を献ズ、寛延元年十一月、尚敬王、賀慶正使具志川王子をして方物を献ズ、宝暦二年十二月、尚穆王、恩謝正使今帰仁王をして方物を献ズ、明和元年十一月、尚穆王、賀慶正使読谷山王子をして方物を献ズ、寛政二年十二月、尚穆王、賀慶正使宜湾王子をして方物を献ズ、同八年十二月、尚成王、恩謝正使大宜見王子・副使安村親方をして方物を献ズ、文化三年十一月、尚頭王、恩謝正使読谷山王子・副使小禄親方をして方物を献ズ、天保三年十一月、尚育王、恩謝正使豊見城王子、前尚頭王の使沢峨親方をして方物を献ず也、天保十三年十一月、尚育王、賀慶正使浦添王子・副使座喜味親方をして方物を献ズ、今又嘉永三庚戌年十一月、尚泰王、恩謝正使玉川王子をして方物を献ズ、慶長も今年に至て來聘十九度也。(ママ)は筆者記入)

琉球使節が、江戸へ上ることとなつたいきさつが書かれている。慶長十四(一六〇九)年、無礼の罪を討つたためという理由で薩摩の琉球入りが行われた。そしてここでは、慶長十五年八月一日に駿府にて尚寧王は家康に謁見し、さらに江戸へ上つたことを、第一回目の江戸上りと考えている。それは、最後の文の「今年に至て來聘十九度也」によつてわかる。

さらにここで目に付くのが、賀慶使、恩謝使という称呼である。以上の記事を次に表にまとめてみた。(以下原文のまま)

- |                 |     |  |
|-----------------|-----|--|
| ① 慶長十五(一六一〇)年八月 | 尚寧王 | 駿府にて家康に謁見  |
| ② 寛永十一(一六三四)年七月 | 尚豊王 | 賀慶正使佐敷王子<br>恩謝正使金武王子<br>千時上洛し故二、京都二条にて<br>拜礼す、江戸に来らず |
| ③ 寛永廿一(一六四四)年六月 | 尚賢王 | 賀慶正使金武王子<br>恩謝正使国頭王子                                 |
| ④ 慶安二(一六四九)年九月  | 尚質王 | 恩謝正使具志川王子<br>日光山を拜礼                                  |
| ⑤ 承応二(一六五三)年九月  | 尚質王 | 賀慶正使国頭王子   |
| ⑥ 寛文十一(一六七二)年七月 | 尚貞王 | 恩謝正使金武王子<br>日光山を拜礼                                   |
| ⑦ 天和二(一六八二)年    | 尚貞王 | 賀慶正使名護王子   |
| ⑧ 宝永七(一七一〇)年    | 尚益王 | 賀慶正使美里王子<br>恩謝正使豊見城王子                                |
| ⑨ 正徳四(一七二四)年十二月 | 尚敬王 | 賀慶正使与那城王子  |

- |                  |     |                       |
|------------------|-----|-----------------------|
| ⑩ 享保三(一七一八)年十一月  | 尚敬王 | 恩謝正使金武王子<br>賀慶正使越来王子  |
| ⑪ 寛延元(一七四八)年十一月  | 尚敬王 | 賀慶正使具志川王子             |
| ⑫ 宝曆二(一七五二)年十二月  | 尚穆王 | 恩謝正使今帰仁王<br>賀慶正使読谷山王子 |
| ⑬ 明和元(一七六四)年十一月  | 尚穆王 | 賀慶正使読谷山王子             |
| ⑭ 寛政二(一七九〇)年十二月  | 尚穆王 | 賀慶正使宜湾王子              |
| ⑮ 寛政八(一七九六)年十二月  | 尚成王 | 恩謝正使大宜見王子・副使安村親方      |
| ⑯ 文化三(一八〇六)年十一月  | 尚顯王 | 恩謝正使読谷山王子・副使小祿親方      |
| ⑰ 天保三(一八三二)年十一月  | 尚育王 | 恩謝正使豊見城王子・前尚顯王の使沢峨親方  |
| ⑱ 天保十三(一八四二)年十一月 | 尚育王 | 賀慶正使浦添王子・副使座喜味親方      |
| ⑲ 嘉永三(一八五〇)年十一月  | 尚泰王 | 恩謝正使玉川王子              |

②の寛永十一年の江戸上りについては謝恩使派遣の説、慶賀使派遣の説、両使派遣の説があるが、ここでは「通航一覽」と同じく両使の派遣としている。また③の寛永廿一年については、正保元年とする説があるが、寛永廿一年は十二月十六日に正保元年に年号が改まっている。使節を引見したのが六月二十五日であるから、寛永廿一年となるわけである。次に嘉永三年の行列についての記述を見よう。

## 江戸行列

第一騎儀衛正高嶺親雲上、其次路次衆、左右鞭、次左右張旗、次右銅羅、左両班、次八銅角、次ハ左右喇叭、次ハ左右喧嘩、次ハ左右鼓、又同是鼓吹の隊也、其次ハ左右虎旗、次ハ左右牌、第二騎掌輪使伊野波親雲上、次ハ涼傘、次ハ轎の側、賛慶使四人歩す、其次ハ副使駕乗、野村親王、第三騎は替儀官謝親雲上、第四騎は榮正伊舎堂親雲上、此四騎ハ冕を被る、余ハ帕を用ふ、次ハ樂童子六人、樂師四人、次ハ正使使贊二人也、各跟伴を具す、薩州鹿児島を立て同国群見崎乗船、玄海乗廻し小倉ヲ瀬戸内へ入る、大坂上り伏見より上陸、美濃路・東海道をへて来る、御伝馬を賜ふ。この江戸上りの行列については、様々な絵図が売り出されており、詳しく見ることが出来る。江戸上りの路程については、宮城栄昌『琉球使者の江戸上り』によると、この嘉永三年の江戸上りは那覇を発つたのが嘉永三（一八五〇）年六月六日、鹿児島発が八月二十一日、江戸着が十月三十日。復路は江戸を十二月一日発、鹿児島着嘉永四（一九五一）年二月十七日、那覇着四月十三日であった。六月六日に那覇を発ち、六月廿五日に鹿児島に着いたので、十九日間かかっている。また、鹿児島を発つのが八月二十一日であるので、約二ヶ月間鹿児島に滞在していた事になる。使者は山川港に船をつけ、陸路にて鹿児島へ行き、琉球館に滞在している。その後群見崎（川内）より船に乗り、海路にて大阪へ行き、陸路を上京した。

## 中山王略系

天孫氏相嗣こと廿五代にして滅す、隋書ニ所謂大業元年海師上言すらく、海上霧の状見ゆ、是ヲ流求也と、しばく招ども服せず、同六年大に討て王を殺す、其後宋の淳熙に至て、逆臣利勇毒殺し自立して王と称ス、此時浦添按子舜天、兵を発して利勇を討、諸按司、舜天の徳を仰ふぎ推して王位につかしむ、南宋乾道元年為訓階、流至国生、一子而返ル、其子名尊教後為浦添按司云々、舜天源尊教と号、父ハ鎮西八郎為朝、母大里按司妹云、伝絵録ニ見ゆ、○第一舜天為朝の子、第二舜馬、第三義本、位を英祖に譲りて隠る也、第四英祖天孫氏の子也、第五大成、第六英慈、第七玉城、此時国分れて三となる、玉城を中山王といひ、大里按司を山南王と云、今帰按司を山北王といふ、三山戦争止まず、第八西威王、玉城の子英祖ヲ西威迄五代、代九察度奥間親方の子、第十武寧、第十一思紹本佐輔按司也、第十二尚己志、三也寸志を一統す、明方尚姓を賜ふ、我が応永ニ当る、第十三尚忠、第十四尚思達、第十尚金福、第十六尚泰久、第十七尚徳、思紹より七代共ニ六十四年、第十八尚田尚徳の子、天孫氏の後、第十九尚真、第廿尚清、第廿一尚元、第廿二尚永、第廿三尚寧真の子、慶長十四年島津家久ニ降り、翌年駿府・江戸ニ来り罪を乞ふ、皇国ニ止る事四年にして帰る事を得たり、第廿四尚豊、第廿五尚賢、第廿六尚質、第廿七尚貞、第廿八尚益貞の子、第廿九尚敬、第三十尚穆、第三十一尚成、第三十二尚頭、第三十三尚育、第三十四尚泰、舜天即位文治三年より今茲嘉永三年迄、六百六十五年也。一 其国、薩の南千六百里、福州の正東千七百里、東西の広さ十里余、南北四百四十里、中山の都首里ヲ南は喜屋武の海辺迄五十里、北ハ国頭の海辺迄三百八十里、国王の都する処を首里と云、

湊を那覇と云、大港也、属島三十六在、遠近連り廻る海上の里数南北三千里、東西六百里、諸島ハ  
 察侍紀官を遣して治めしむ、是を奉行といふ、大平山大島ハ島大き成故、三人、馬齒ハ二人、其外  
 各一人也、只巴麻・伊計・椅山・琉黄(マヤ)の四島ハ小なれバ官を置ズ、土着の頭目官をして治めしむ。  
 北極出地二十六度二分三厘、偏度北極の中線を去り東二偏事五十四度、牛女の野に当る、其地の  
 形チ角なき龍の流れたるが如し、因て流虬といふ。

ここでも前述の「琉球聘使略」と同じように、島津の琉球入りを、慶長十四年に島津に対して罪を  
 乞うと言う表現をしている。また地理的説明は、伊能忠敬が没したのが一八一八年であるので、既に  
 西洋暦法による実測はなされていたので、正確である。牛女は織女のことであろうが、意味は不明。  
 夏の東の夜空の天ノ川に対するベীগの位置を指しているであろうか。

## 琉球の歌

けふのほこらや 今日のうれしきハ なをにきやなたてる 何にたとへん つほてをるはなの

つほミたる董の つゆきやたこと 露におふたるとき むめとうくひすや 梅と鶯。

あかぬゑんざうめ 木かぬ(マヤ)纏(マヤ)てからん ぬきゆてはるくれハ ぬき居て春くれハ またもそゆき  
 また相会。

はるにうかれて 春にうかれて はなのもとくので 花のもとしのひて そてににほのうつ  
 ち 袖に匂ひうつし もとるうれしき。

ここでは、琉球方言で書かれた小節のあとに、当時江戸で使われていた言葉で訳がついている。

けふのほこらや なをにきやなたてる つほてをるはなの つゆきやたこと むめとうくひすや

この歌は琉歌としての定型八八八六に当てはめてみると、最後の「むめとうくひすや」は何かの混入  
 かと思われる。同じ歌として次のように歌われている。

今日のほこらしや、 なをにぎなたてる 蒼でをる花の 露きやたこと

## 琉歌大歌集

けふのほこらしや、 なをにきやなたてる 蕾でをる花の 露きやたこと

## 古今琉歌集

けふのふくらしや なをによなたちよる つぶておるはなの 露きやたくと

## 大島筆記

今日のほこらしやや 何にぎやな譬る 蒼で居る花の 露きやたこと

## 校註琉球戯曲集

けふのほこらしややなをにぎやなたてる つほでをる花の 露きやたこと

## 標音評釈琉歌全集

「標音評釈琉歌全集」<sup>(20)</sup>の解説によると、尚元王の即位の際に大新城親方が詠んだと伝えられているが、  
 作者が読み人しらずとなつていてるところから、確証はないとある。次の歌の

あかぬゑんぎうめ 木かぬ縹てからん ぬきゆてはるくれハ またもそゆき  
 は意味を考えていくと、「木かぬ縹てからん」はいずれかの混入と考えたほうがよいようである。そこで次の歌をみると、前首の混入句として考えた「むめとうくいすや」は「あかぬゑんぎうめ」に続く句として考えたほうが自然である。

梅と鶯や あかぬ縁さらめ のきゆきて春くれば またも添ゆさ

標音評釈琉歌全集

意味は「標音評釈琉歌全集」によると、「梅と鶯は飽くことのないいつまででも続く縁があるう。離れ去っていても春が来れば、また一緒に連れ添うている。恋人同志の縁が切れないよう、たとえ一時何かの事情で別れることがあっても、時節が来たらまた一緒になろうと、期待をかける歌である。恋人たちにとっては、誠に印象の深い歌である。」とある。同じく読み人しらずである。次の歌のはるにうかれて はなのもとくのて そてににほのうつち もとるうれしき

は、同じく「標音評釈琉歌全集」の

春に浮かされて 花の本しので 袖に句移ち 戻るうれしや

と同じ歌である。同本によると、意味は「春に浮かれて、花の本で遊び、花の匂いを袖に移して帰るのは嬉しい。」とある。この歌は組踊「高山敵討」でも歌われている。

琉球人通行之節

- 一 万石上ハ物頭一人、給人四五人、右屋敷前間数ニ応じ五六間ニ老人程宛、棒突差出候事。
- 一 万石以下ハ侍三四人、棒突等右屋敷門前間数ニ応じ、五六間ニ老人程宛、差出候事。
- 一 道筋掃除致し、屋敷之横小路有之処は、無急度申合、屋敷角より三四十間程引下ゲ、二ヶ所見計、人数差出立切、往来之者ハ勿論、右立切、外屋敷ハ罷出候ものにて、用向ニ而往来致候者之障リニ不相成様、往来片寄相通し、入交不申様可候、尤並手桶等不及差出、辻番所ニは積手桶差出、屋敷之長屋窓等より見物致候ハ、簾掛置、其外之儀は平日之通り相心得可申候事。

一 往来人留と申儀ニは無之、行列三丁程先を見掛、往来之者差留、横小路立切之内へ差置、用事有之罷出候者ハ前条之通りニ候事。

一 屋敷之見苦敷所無急度被繕、道造之儀も悪敷取計手入可致候事。

一 登城并上野御宮参詣之節は、立固メ給人以上熨斗目麻上下、徒士服紗小袖麻上下、足軽看板着之事、但下座不及候事。

一 御三方・御老中方・若年寄衆へ廻廻り候節ハ(固カ)メ之もの服紗小袖麻上下、足軽ハ看板着候事、但同断。

一 雨天之節は雨具相用候事。

一 夜中若通行之義も有之候ハ、台挑灯見計差出候事。

一 道筋屋敷之内、人数難差出小身之ものハ、向寄大身之もの 差出可申候、且門開置見物致し候而も不苦候事。

一 琉球人罷通り候当朝、御徒目付・御小人目付相廻、作法等宜敷様申渡候事。  
右之通伺相濟候二付、申達候事。

十月

覚

当冬琉球人之使者参府二付而、人数上下九十九人参り候。

一 人足六百二十四人

一 馬百足

右之通り宿々寄馬等如此、御料は御代官、私領ハ領主・地頭先達而相触無滞可出之、此外二、

一 雇人足八十人・駄賃八十疋。

○ 嘉永三戌年九月廿二日

琉球人参府二付、御達書、并兩御丸登城、御三家方・御老中方・若年寄衆、上野御宮参詣道筋御達之写。

申渡

琉球人近々参府、仕登城退出并御三家方・御老中方・若年寄衆へ罷越、上野拜参道筋之道・橋・

下水・板橋・木戸・矢来等繕可申候、但、早速出来兼候木戸・矢来取払候而苦ケ間敷分ハ取払可申候。

但、火之元盜賊等之為、冬春之内町々飯木戸・矢来申付置候処、木戸・矢来之内見苦敷分ハ琉球人通り候節計、為取払、相濟候ハ早速如元取付候様可申付候。

右は琉球人御馳走と申二而は無之候間、馬足危からず候様、手輕ニ取繕可申候。

但、難心得事は、早々書付可差出候。

戌九月廿二日

申渡

一 看板

一 暖簾

右は先年も一樣ニ無之、勝手次第取はづし致候、此度も其通り相心得、尤見苦敷看板ハ取はづし可申事。

一 幕・屏風

一 二階窓簾

右同所、右之内二階ニは有合候簾掛可申候。

一 横町見通し場、矢切ニ不及事。



- 一 町家之内明地、石・板囲ニ不及、竹垣・葭簀ニ而取囲可申事。
  - 一 町々木戸無之横町、繩張致し棒突人足差出置可申事。
  - 一 琉球人登城之節、芝大隅守屋敷方幸橋屋敷迄、夜中罷越候由ニ候間、道筋町々相応之挑灯差出可申事。
  - 一 御暇之節、西丸方退出候、万一夜ニ入候ハゞ右道筋町々挑灯、右同断。
  - 一 切人留、手權等ニ不及候事。
  - 一 日本橋肴商売之事。
- 右は御三方方<sup>ニ</sup>參、帰り候節、刻限夕方ニ相成可申候間、平生之通りニ而可相濟事。
- 一 宇田川橋左右矢切致候ニ不及、奇麗ニ掃除可致事。
  - 一 京橋竹商売、奇麗ニ為積置可申事。
  - 一 高輪水茶屋、冬之内ハ有之間敷候、若有之候ハゞ取払可申事。
  - 一 致着之日登城之内、其外諸々<sup>ニ</sup>出候日も、大火焚候商売不及相止候事。
  - 一 町々火消道具取入可申事。
  - 一 一名主裏付上下、町役人羽織・立付着可申事。
- 右之通、從町御奉行所、被仰渡候、前書之趣相心得、間違無之様取計可申候。

戌九月廿二日

申渡

琉球人通行之節、見物之もの制方、がさつ無之様可致候、且通行筋ニ琉球表有之と書記候暖簾・看板等は取入可申事。

右之趣、相心得可申事。

○ 戌九月廿二日

琉球人登城道筋、芝松平大隅守屋敷方將監橋、増上寺表門前、夫方通り町、芝口橋際方左りへ幸橋御門<sup>ニ</sup>入、大隅守屋敷前脇、松平肥前守屋敷脇、松平大膳太夫屋敷脇前通り、日比谷御門、八代洲河岸、辰之口、大岡主膳正屋鋪脇前通、大手御門登城。

御本丸方西丸<sup>ニ</sup>登城并退出道筋

内桜田御門方松平伊賀守屋敷前通り、西丸大手御門方登城、退出之節、同処大手御門方牧野備前守屋敷前通り、松平肥前守屋敷脇通、大隅守屋敷へ立寄、夫方御本丸<sup>ニ</sup>登城、道筋之通り帰。

御三家方<sup>ニ</sup>罷越候道筋

芝松平大隅守屋敷方赤羽橋、土器町、西久保八幡前、天徳寺裏門前、相良志摩守屋敷前、御堀端へ出、夫方虎之御門へ入、松平美濃守屋敷前脇、井伊掃部頭屋敷、永田馬場、松平出羽守屋敷脇前、紀伊殿御屋鋪脇通り、井伊掃部頭中屋敷脇喰違通り、紀伊殿赤坂御屋敷へ罷越、夫方御堀端通り、尾張殿へ罷越、夫方市ヶ谷八幡前方市ヶ谷御門外御堀端、舟河原橋、小石川御門外、水戸殿御屋敷

へ罷越、御茶の水聖堂まへ昌平橋へ入、須田町通り、日本橋通町、芝口橋、増上寺表門前、将監橋、夫ら芝大隅守やしきへ帰ル。

御老中方・若年寄衆へ罷越候道筋

芝松平大隅守屋敷方将監橋、増上寺表門前、夫ら通町、芝口橋際左へ幸橋御門<sup>五</sup>入、大隅守屋敷前脇、松平肥前守屋敷脇、松平大膳太夫屋敷脇前通り、日比谷御門、八代洲河岸、馬場先御門前<sup>五</sup>右<sup>五</sup>、大名小路遠藤但馬守、松平和泉守殿、久世大和守殿、阿部伊勢守殿へ罷越、夫ら辰之口御普請方定小屋前通、左りへ酒井雅楽頭屋敷前通、大岡主膳正へ罷越、和田倉御門<sup>五</sup>入、大手通り、本多越中守、酒井右京亮、戸田山城守殿、松平玄蕃頭、松平伊賀守殿、牧野備前守殿、本庄安芸守へ罷越、外桜田御門、上杉弾正大弼屋敷前通り、松平大膳太夫屋敷脇通り、夫ら元之道筋、芝大隅守屋敷。

上野御宮<sup>五</sup>参詣道筋

芝松平大隅守屋敷方将監橋、増上寺表門前、夫ら通町、芝口橋際左りへ幸橋御門<sup>五</sup>入、大隅守屋敷前脇、松平肥前守屋敷脇通り、松平安芸守屋敷前、松平市正屋敷前、井伊掃部頭屋敷前御堀端通り、半蔵御門<sup>五</sup>入、竹橋御門出、平川町御門前、刑部卿殿館前脇通り、神田橋御門<sup>五</sup>出、本多伊予守屋敷前脇通り、稻葉長門守屋敷前、酒井若狭守屋敷前、筋違御門<sup>五</sup>御成道通り行、上野黒門<sup>五</sup>入、文珠楼<sup>殊</sup>通り、御宮<sup>五</sup>参詣、夫ら文珠楼<sup>五</sup>出て凌雲院前通、本坊<sup>五</sup>罷越、夫ら大隅守宿坊真覚院立寄、

罷帰り候節、元之道筋、筋違御門<sup>五</sup>入、須田町通り、日本橋、芝口橋、増上寺表門前通、将監橋、夫ら松平大隅守やしき。

上野参詣之節御同役<sup>(同カ)</sup>

黒門より  
文珠楼通

山城淀十万二千石

稻葉長門守

御宮より  
本坊通

勢州亀山六万石

石川日向守

本坊より  
真覚院通

三州吉田七万石

松平伊豆守

これらは琉球人の通行に関する注意事項である。この中で注目したいのは「琉球人通行之節、見物之もの制方、がさつ無之様可候、且通行筋ニ琉球表有之と書記候暖簾・看板等は取入可申事」と言う一文である。琉球人に対して「琉球表」という表現は、江戸ではかなり定着していた事がわかる。道筋については、厳格に順序が決まっていた。

○ 琉球人登城之咄し

琉球の正使玉川王子、至而之美男にて、故人沢村田之助曙山ニ能く似たるとの評判にて、自分にも男自慢にて、凡広き日本ニも我に増る男ハ有るまじと思ひ居たる処ニ、十一月十九日登城有之、

御老中阿部伊勢守殿ニ応対被致、王子肝を潰しあきれ居たる顔色を見て、副使野村親方、如何被成候哉、御気分ニ而も悪敷候哉と尋ければ、王子申候ハ、凡日本ニも我ニ増りし男ハ有まじと思ひの外、伊勢守殿の器量骨がら適権高き勇士也、我も是ニあきれて言向も出ずと言ければ、其筈さ、阿方ハ琉球、向ふハ備後表だもの。

この玉川王子は美男であつたらしく、歌舞伎役者の沢村田之助に似ているとの評判であつた。二世沢村田之助は文化期の女方の大立者で、美貌をもつて鳴らしていた。ここでも豊表で阿部伊勢守を譬えている。阿部伊勢守正弘はこの時、三十一歳。「いにしへの蒙古の時とあべこべで波風立てぬ伊勢の神風」と落首に誦まれ、前任の水野忠邦に比べ苛政を緩めたので、庶民に好意を持つて受け止められていた。ペリー来航、日米和親条約等柔軟な態度で処した。<sup>(21)</sup>

ここでは玉川王子を琉球表とは言っていないが、阿部伊勢守を備後表といっている。また阿方という表現は、当時の江戸人の琉球人に対しての意識を如実に表している。

○ 同玉川王子、古今無類の美男故に、大守大隅守斉興、王子を恋慕給ひて、島屋番頭を申かけられ候処ニ、王子申候ハ、我賤しくも中山王の正使也、其儀計ハ御免を蒙りたしと、達而断候得共、大守中々承引無之、我望を叶へ呉候得バ、其元にも何ニても望の品を遣すべしと達て申されける故ニ、大守宰相殿の仰せ、王子いなども申難く承知のうへにて、雲雨鶏鶏クイクイの交り致し、大守も喜悅の余り、鏹銭六十一文紙ニ包遣しければ、玉川王子大きに立腹致し、我等をなぐさみのうへにて半下

銭とは余り無情致方なりと申ければ、大守申されけるハ、是は日本の掟なれば是非もなし、王子、夫は又いかなる掟にて候哉と申ければ、大守、御高札の表二本馬ハ九十四文だから、尻だから六十疋文だ。

島津斉興の頼みに断ることもできずに、玉川王子は相手をさせられるという話である。斉興は寛政三(一七九一)年生まれなので、当時五十九才、玉川王子は二十五才である。寛永二十(一六四三)年に書かれた「心友記」(作者不詳)をはじめとして、西鶴の「男色大鏡」が貞享四(一六八七)年に書かれ、「道」としての衆道が確立され、歌舞伎等を通して大衆化していく。<sup>(22)</sup>この「藤岡屋日記」とほぼ同年代に書かれた「耳袋」<sup>(23)</sup>(根岸鎮衛著)には、次のような話が載っている。

#### 老耄奇談の事

藤沢某といえる老士ありしが、おかしき人にてありし。或時つくづく思ひけるは、「我ら若き時よりあらゆる事なして、およそ天地の内の事なして、なきゞるといふ事なけれど、童のころより人と念友の交りなして若衆になりし事なけれ。いかなるものなるや。」と思ひけれど、もとより醜の上衰老なしぬれば、いかなる那智高野の学侶なりとも(高野六十那智八十ということわざを踏まえた文。ことわざの意味は、高野山や那智山は僻地であるため、稚児の補給が十分でないので、老年になつた者を男色の相手にせざるをえないということ)そのわけ頼みてなすべきという者もあるまじと、ふと思ひつきて、はりかたといえるものを求めて、春の日縁づらに端居して我が身とその業なしけ

るに、衰老の足弱りして腰をつきけるに、肛門中へ根もとまで突込み、わっというて気絶なしけるを、かの声に驚き子ども娘など駈け集まりて見しに、気絶なして尻をまくりてそのさまあやしければ、医師よ薬と騒ぎけるが、ふと赤き紐の、尻をまくりし脇に見えしゆえ、かれこれとたゞしぬれば、右の始末ゆえ驚きて引きいだし、薬などあたえてようやくに気のつきしが、かゝるわけと語られもせず、聞かん事もいかゞと、いずれも驚きしうちにも笑いを含みけるとなり。

ここに書かれているように、念友すなわち心友真実の思いが衆道の理念と当時は認識されていた。琉球の江戸上りの使者達は、正使を見ると十八回の江戸上りの内二十代が九人、三十代が三人、十代が一人、五十代が一人という構成になっている。(残りは不明)さらに楽童子は十二、三才の美少年という限定付きで、「座楽並躍之図」<sup>24)</sup>「琉球人坐楽之図」等の面を見ると、舞踊のために女装をしている者も見える。この美少年を行列で見た人々が、衆道を連想しても不思議ではない。

前出の「藤岡屋日記」の文「日本の掟」という六十一文は、五街道の高札によっている。五街道の宿場には高札場があり、様々な高札が掛けられていた。その中に駄賃と人足賃を書いた高札があり、荷物一駄あるいは本馬は九十四文、乗掛は九十四文、軽尻馬六十一文、人足一人四十七文であった。荷物一駄の荷物の重さは、時代とともに三十貫目、三十二貫目、四十貫目と変わっている。乗掛は人が乗り、かつ荷物をつける場合をいう。軽尻は空尻とも言い、人だけが乗り荷物を乗せない。そこから六十一文が出てきたのである。<sup>25)</sup>

玉川王子は尚瀨王の第六子朝達であるが、のちに牧志・恩河事件に連座して糸満に蟄居させられている。

○ 十一月

琉球人行列附、一件之事

北八丁堀鍛冶町新道

願人

品川屋久助

相手

芝神明前

若狭屋与市

右番附ハ、先年天保十三寅年十一月参府之節ハ、神明前丸屋甚八板元にて英泉画出版致し候処ニ、此度ハ同処若狭屋与市、薩州屋敷へ願ひ、重久画にて出版致し、十月晦日琉球人到着の日ニ御免ニ相成売出し候処ニ、北八丁堀品川屋久助、京都幸町通り錦小路上ル菱屋弥兵衛願濟の板行、延一枚摺番附を摺出し、十一月二日ハ江戸中絵双紙屋其外へ配り候処ニ、三日ハ五日迄三日の間ニ、右久助配り候番附を若狭屋与市を出し、残らず取上げ歩行也、右故ニ久助、若狭屋へ参り懸合候処、薩州留守居方与市人を出し取上げ歩行候よし申候ニ付、久助、薩州屋敷へ参り、用人友野市助ニ付而、右一件相尋候処ニ、此方屋敷ニ而は一向ニ左様之事無之由申候ニ付、夫ハ絵双紙懸り名主、白山前町衣笠房次郎・京橋弓町渡辺源太郎・新町替町三丁目村田佐兵衛・麻布谷町米良太一方へ参り、右

番附売出し願出候処、若狭屋与一願濟二候間、重板不成候由申候二付、久助申候ハ重板ニ而ハ無之、京都ニ而願濟ニ相成候板ニ而、私板が正銘御免の板行にて、与市板が賈物なり、薩州の改印と申候ハ謀判也、縦令本判ニも致せ、板元一軒と限り候は如何之事ニ候哉、既ニ天保十三寅年御改正之後ハ株式御取潰ニ而候処ニ、右板元一軒ニ限り候得ば、株ニ御座候間、御改正之御触ハ反古前也、私板行御差留ニ候ば、私義直ニ御番所<sup>ニ</sup>願ひ出候、右ニ付而は各々方御名前も書入相頼候間、苗字を書入苦しからず候哉、又ハ御免無之候哉、承りたしとて理をつめ断りけり。

一 斯て十一月十九日、琉球人登城ニ付、右行列附売候者共大勢出候処ニ、若狭屋出板の行列附を持候者ハ壹枚三枚続にて三十六文と言也、廿四文ニ付候得共売らず、是ハ卸百文ニ五枚故也、然ル処ニ脇ニ同様之番附を売り居候男ハ十六文宛ニ売候てハ、肥前<sup>ニ</sup>四文宛損をして売ハ奇妙也、四文錢<sup>ニ</sup>三文なれば売れる筈なりとあきれて見て居る処へ、安売の男来り申候ハ、貴様ハ廿四文ニ付られてなぜ売らぬといへバ、四文しか口錢がないから売らぬと言、此男申ハ、おいらハ十六文ニ売ても壹枚で十文宛口錢有、貴様ハ若狭やのを売が、其様な物を売て、此せちがらい世せかいで妻子がすごせるものかと笑ひければ、此者肝を潰し、うそならんと言、うそなら其直段にて如何程も可売と言、私しハ若狭屋にて五枚の割にて今朝十把買込候由、右之男方ニ把買入、早速に若狭屋へ参り、今朝仕入候番附を御返し申候由申候処ニ、是程仕入之参り候処ニ返し候ハ何故の訳合ニ候哉と申候得バ、右之男申候ハ、私ハ三十六文と申候ニ、脇にて十六文宛ニ売候ニ付、此者計売れ、我等ハ一

向ニ売不申候故、右男ニ相尋候処ニ、新右衛門町定齋屋の裏に紐庄と申者有之、此者行列附を十六枚ニ売出し候ニ付、十六文ニ売候ても十文の口錢有之由ニ付、右番付ニわ買取候<sup>ニ</sup>と見せければ、若狭屋与市あきれて肝を潰しけり。

一 右重板ハ紐庄計ニあらず、都合七枚にて、本板若狭屋共<sup>ハ</sup>八坂也。右行列附、跡方出板之分ハ、品川屋久助二枚、紐庄二枚、茶吉壺、唐がらし常一、大丸新道金兵衛、是ハ古板也、都合本板若狭屋共八坂也。

一 右重板ニ付、若狭屋与市<sup>ハ</sup>懸り名主渡辺源太郎宅へ久助を呼出し相尋候は、其方ハ若狭屋与市の重板致し、横行ニ卸致し候由、如何之義ニ候哉と相尋候処ニ、是ハ先日芝切通しにてならべ本やの見世へ、板摺鉢の男、右番附を凡<sup>ハ</sup>計持参り、買與候様申候得共、錢無之とて不買、然ル処ニ私居合候ニ付、如何程にても宜敷候間、買與候様申候二付、直段承り候処ニ金巻歩二朱也と申候ニ付、代呂もの改見候処ニ、中ニやれも有之候間、是ハやれのはね出ニして候哉と相尋候処、左様之由申候ニ付、左様ならバ反古の直段にて式買文にて買取由申候処、右之者もて余し候体にて、早速売渡候ニ付、右之品仕立致し、百文ニ十六枚宛ニ売出し候由申開き致し候得共、是真赤ないつわりなり。

一 斯て十一月廿三日、八丁堀<sup>ハ</sup>向両国へ出候ならべ本屋新助方にて、右行列附九枚を兩人来りて取上ル也、壹人ハ革羽織を着、壹人ハ職人鉢にて腹掛を致し居候由、名前相尋候処ニ、衣笠

房次郎召仕之由ニ候間、相渡候、渡辺源太郎・衣笠房次郎、絵双紙懸りにて行列附へ割印出せし名主也、右故ニ源太郎宅にて右番附之一件相尋候処ニ、分明なく割印先判が衣笠故ニ、白山へ可参由申候ニ付、早々白山へ参り候。

一 久助、衣笠へ参り相頼候ハ、頼事今度琉球人御免之番附を売出し候処、若狭屋与市先板願濟之番附にて、私番附ハ重板之由御差留ニ候得共、私方が正銘の御免の板行にて、与市板が贋物也、御奉行所にて御免之板行ニ各々方之改印ハいらす、御両人之改印有之候ハ是儘ニ贋物之証拠なりと申候へバ、房次郎申候ハ、此方にて改候下絵ニハ、御免とハ無之、久助申候ハ、是偽り之贋物にて、改絵にはケ様ニ致し売出し候番附は是也とて出し見せ候処ニ、是ニハ御免と書有之候。

一 右は若狭やニもあだかまり(アヤ)の落度有之、名主へ申分無之義ニ付、久助是を付込、重板を二枚ニ致し大行ニ売出し候ニ付、又々懸り名主へ呼出し相尋候処ニ、此度ハ銀座にて売メたらす反古の直にて買取候由申わけ致し候得共、是も真赤な偽りなり。

但、晦日頃、京橋にて売メ半沓歩二朱にて買取候よし、是も偽り也。

一 若狭屋ハ薩州屋敷、其外名主共へ多分之賄賂致、琉球人行列附を願ひおろし、メ売致候積りにて、四文計懸り候者を、五枚ニ売出候処、重板七ツ出来致し十六枚ニ売出され、七十兩計の損金致し候よし。

十分に是で与市と思いに

さて久助に灸をすへられ

久助、芝切通しにて行列の摺本を紙屑の直にて買取候と偽り申ければ、

久助もくずにはせずに銭もふけ

重板の名前の歌、

あの人ハ常々金兵衛もふけるから、随分重板もひも庄久しいものだとおちつひて

茶吉で居

一 紐庄も若狭屋を贖されバ売れぬ故に、若松屋佐巾と致し候ニ付、

ふせたくの若松佐巾、江戸へさかへて、板元のおめでたや

川柳

大井川下官も王の気で渡り

神無月晦日唐人まつを売

渡辺源太郎も久助ニハてこずりければ、

渡辺の脱カ手にも及ばぬ鬼のびら

これは江戸小咄とでも言えそうな話である。朝鮮通信使の時もそうであったが、相撲、歌舞伎の番付の延長としての琉球人行列附があった。この行列附に纏わる話である。若狭屋与市は薩州屋敷へ願

い出て、天下晴れての御免・御許可を貰い版權を獲得した。ところが品川屋久助が同じく番附を売り出した。これは京都の菱屋弥兵衛が願い出たもので、久助は早速江戸中の絵双紙屋に配ったのである。それを知った若狭屋は、その久助の番附を回収してしまった。そのやり口に怒った久助は薩州屋へ行き、談判するが埒があかない。いよ／＼十一月十九日の登城の日、若狭屋は三十六文にて売り出した。ところが隣で番附を売る者があり、見ると十六文で飛ぶように売れている。よく事情を聞くと、紐庄という男が海賊版を作っている事が判明。今度は若狭屋が驚く番である。しかも驚くのはそれだけではなく、重版していたのは久助も含めて他に数名、合計七版もあった。その上若狭屋が久助を問い詰めると、久助は摺本を破れの撥ね出しという事で反古の値段で買ったと言いつくす。御免の錦の御旗が欲しいがため、若狭屋は薩州屋敷へ賄賂を贈り、久助は黙ってはずにこの騒動が起こった次第である。そこでざれうたが出てくる。良いと与市、久助と灸、久助とくずを掛けている。また重板した者を詠みこんだ歌は、唐がらし常々、金武兵衛、紐庄、久しい久助、茶吉を詠み込んでいる。若狭屋を騙そうとして付けた紐庄の偽名、若松屋佐巾の歌、めでた／＼の若松様よのパロディーになっている。渡辺の歌は渡辺綱の故事によっている。

まとめ

「藤岡屋日記」を読んでいただくと一目瞭然であるが、幕府の要人しか知り得ぬ情報と並んで、同時

に庶民の闊達な生活が実に詳しく書かれている。江戸の庶民がどのように「琉球」をとらえていたか、少しでも知るきっかけになればと考えた。朝鮮通信使と並んで琉球の江戸上りは、一大イベントであった。当時の人々は予想以上の情報量を持ち、大勢の人々がそれらを楽しみにしてはいたが、しかし見る目はそれほど温かいものではなかった。

この最後の琉球の江戸上りの番附の話の後に、まだ嘉永三年の江戸上りに関する記事と、その江戸上りの行列見物の際に起こった酒樽水事件という記事が残っている。これらについてはまたの機会に紹介したい。

注

- (1) 鈴木棠三・小池章太郎「近世庶民生活史料藤岡屋日記」全十五巻(三一書房・1987・11)199  
5・12
- (2) 田畑博子「藤岡屋日記の中の朝鮮通信史」『国文学解釈と鑑賞』63巻1号(1998・1至文堂)
- (3) 宮城栄昌「琉球使者の江戸上り」(第一書房・1982・10)「序説—江戸上りの史料」に詳しい。
- (4) 前出(3)の「使者たちの私的文化活動」
- (5) 拝借金については、紙谷敦之「幕藩制国家の琉球支配」(校倉書房・1990・2)の「第二節幕藩権力と琉球使節の位置」に詳しい。
- (6) むさし野の原とき／＼つるいにしへのあとしら雪の軒をならへて(通航一覽続編)

わたつみの底より出て日の本のひかりに当る龍の宮人(『琉球関係文書十四』)  
むさし野の原ときつるいにしへもあとしら雪の軒をならべて(松浦静山『保辰琉聘録』(二))  
むさし野の原ときつるいにしへはいさしら雪ののきつづきなる(『沖繩一千年史』第五編第二節「近代の和歌」真境名安興)

(7) わた津海の底より出て日のものひかりにあたる龍の宮人(『通航一覽統輯』)

わたつみの底より出て日の本のひかりに当る龍の宮人(『琉球関係文集十四』)

(8) 高級役職の交替は、前任者の氏名のままで通すことが慣例であった。前出(3)。

(9) 遠藤元男『近世生活史年表』(雄山閣・1995・2)

(10) 宮城栄昌『琉球使者の江戸上り』の中に、「楽童子は女だと評せらるることもあったとみえ、『琉球画誌』(天保三)には「此楽童子を女なるべしなど評判せし、尤女にハあらず」とある。しかしこの天保三年の江戸上りについては、美貌よりも経済力ということで選ばれたようである。

(11) 樋口秀雄『備後国豊表閩農業之図・琉球閩作織法・近江国豊近江図説』(恒和出版・江戸科学古典叢書・1979・3)

(12) (11)の解説では、「大坂在住中」との記事があるため。大蔵永常が大坂にいた寛政八(1796)から文化七(1810)年の間と考えられる。

(13) 25行略。

(14) 79行略。

(15) この時に作られた歌として次の歌がある。

寄衣窓

おもひきやうす紫のすりころもまたきうつろふ色ならんとハ

富士山

日のもと山の君とそいふへしや雲井のうへにみゆるふしのね

浦添朝薫は香川景樹に私淑した沖繩の第一人者であった。

(16) 『琉球人行列記』(天保三)の中に、「楽童子、コレ大カタハ美少年ナリ、十四歳ヨリ十六歳迄唐織ノカキリナキ美服を着す」とある。

(17) 幕府は老中水野忠邦によって天保十二(1841)年に天保の改革を行った。この時、歌舞伎小屋は浅草へ移され、役者は外出する時は編み笠を着けることを義務づけた。『江戸時代「生活・文化」総覧』(新人物往来社・1996・3)

(18) 19行略。

(19) 喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』は最初の江戸上りを正保元(1614)<sup>(ママ)</sup>年六月としている。(p. 31403)

(20) 島袋盛敏・翁長俊郎『標音評釈琉歌全集』(武威野書院・1968・2)

(21) 「いにしへは伊勢を恐るる唐人も今は阿部こべ伊勢が恐るる」という落首もある。鈴木棠三『落首辞典』(東京堂・1982・9)

(22) 江本裕・谷脇理史『西鶴事典』(おうふう・1996・12) 三橋修『ヘコンチクショウ考』(日本エディタースクール・1992・7)

(23) 根岸鎮衛著・鈴木棠三編注『耳袋』(平凡社・1972・3)

(24) 沖繩県立博物館蔵。



(25) 児玉幸多「宿場と街道」(東京美術・1986・12)